

議案第50号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局幼保支援課

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)」により、「栄養士法(昭和22年法律第245号)」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」が一部改正され、令和7年4月1日より施行されることに伴い、市条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

市条例において、保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「**栄養士による必要な配慮**」について、**栄養士免許を有さない管理栄養士によっても可能となるよう、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改正しようとするもの。**

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(設備の基準の特例) 第35条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	(設備の基準の特例) 第35条 (略)
(1)(略) (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	(1)(略) (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
以下(略)	以下(略)

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(職員の基準の特例) 第37条 保育所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には限り、施設内の調理室で行う調理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、調理業務の全部を第三者に委託するときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該保育所に調理員を置くことを要しない。	(職員の基準の特例) 第37条 (略)
(1)(略) (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	(1)(略) (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
以下(略)	以下(略)

4 施行期日 令和7年4月1日